不動産コンサルティング地方協議会への教育事業支援の概要(改定版)

平成20年7月25日 (財)不動産流通近代化センター

- 1.基礎教育実施助成金・専門教育実施助成金の支給
 - (1)助成金額 1年度につき各々200,000円
 - (2)支給期間 3年間(平成20年度から平成22年度まで) 基礎教育と専門教育の両方について、助成金の利用が可能です。 なお、基礎教育は[事業・実務]、[税制]、[建築・法律]、[経済・

金融]の4コース全ての実施が条件です。

つまり、1年度につき最高40万円の助成金を3年にわたって利用できます。

(3)助成要件

少数の基礎教育・専門教育受講希望者に対しても教育機会を提供し、地方協議会の教育事業開催を支援する趣旨から、次の の助成要件の両方を満たす地方協議会(ブロックを含む)を助成対象とします。

助成要件(プロックの場合、各地方協議会をプロックと読み替える) 各地方協議会に対応する都道府県在住の技能登録者数が1,000名未満 各地方協議会に対応する各都道府県の宅地建物取引業者数(個人・法人の 合計)が5,000業者未満

(4)助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

A.基礎教育実施助成金(追加新設)

助成申請 基礎教育実施(終了)前に基礎教育実施計画書(資料3に添付)と 助成申請書(様式1)とをセンターへ送付。(事前にご連絡下さい)

| 支給申請 | 基礎教育4コース全ての終了後、助成金請求書(様式3)と | 基礎教育実施報告書(資料3に添付)をセンターへ送付。

| 支 給 | 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

B. 専門教育実施助成金

助成申請 専門教育実施前に<mark>専門教育実施計画書</mark>(資料4に添付)と 助成申請書(様式1)とをセンターへ送付。(事前にご連絡下さい)

支給申請 専門教育実施後、助成金請求書 (様式3)と専門教育実施報告書 (資料4に添付)をセンターへ送付。

支 給 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

2. 地方協議会設立助成金の支給

不動産コンサル制度の普及促進のため、地方協議会の設立を検討されているところへ、 地方協議会の設立を支援する趣旨から支給致します。

- (1)助成金額 200,00円 設立時に1回のみ支給
- (2)対象期間 3年間(平成20年度から平成22年度まで)
- (3)地方協議会設立助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

助成申請 協議会設立前に<mark>助成申請書</mark>(様式1)と資料をセンターへ送付。 (事前にご連絡下さい)

| 決 定 センターより<mark>助成通知書</mark>を地方協議会(設立準備団体)へ送付。 但し、条件を付す場合があります。

支給申請 助成金請求書 (様式3)と設立総会資料をセンターへ送付。

|支 給│ 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

(以下略)